

ワンデーレスポンス実施の手引

令和7年12月

山梨県 農政部 耕地課

第1編 背景

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や県民ニーズを的確に把握し明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び業務等の発注、施工(履行)、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためにには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し、遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

第2編 目的

ワンデーレスponsは、監督員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システム的なものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、工事及び業務の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対処について、発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事及び業務等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスpons」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2 工事及び業務の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務の現場等において、受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保した上で、受発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事及び業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第3編 実施における対象工事及び業務の範囲

ワンデーレスponsの取組は、全ての工事及び地質・土質調査業務、測量業務、設計業務において実施する。

第4編 実施方法

基本は「即日対応」とする。

1) 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。

ワンデーレスponsは、全て1日で回答しなければならないというものではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。

2) 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、連絡すること。

なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。

3) 通知した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

4) 回答に重要な判断が必要となる場合は、事務所内の統一見解の確認や事業課に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わりない。

5) 情報共有システムを活用するなどしてワンデーレスponsの取組を推進し、受発注者間の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。

6) 情報共有システムの活用の他、工事及び業務等の執行の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場やWEB会議等の活用について、積極的に取り組む。

7) 受注者からの的確な資料等により、早期に状況の報告を受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスpons」の意義と目的を周知する。

第5編 実施における留意点

ワンデーレスponsは基本的に、工事施工及び業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事及び業務等の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等の迅速な提出を求めるため、以下の1及び2について留意すること。

1 工事については、特別仕様書に次の文を記載すること。

[特別仕様書 記載例]

第〇条

1 この工事はワンデーレスpons実施対象工事である。

「ワンデーレスpons」とは受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知等することである。

2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

4 ワンデーレスponsの実施にあたっては、山梨県農政部耕地課ホームページに掲載しているワンデーレスpons実施の手引（令和7年12月）に基づき、取り組むものとする。

5 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。

2 地質・土質調査業務、測量業務、設計業務については、共通仕様書の「打合せ等」に記載された事項に留意すること。

[調査・測量・設計業務共通仕様書]

(地質・土質調査業務 第1-9条、測量業務 第10条、設計業務 第1-10条：打合せ等)

1～3 略

4 監督員及び受注者は、「ワンデーレスpons」※に努める。

※ ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。